

定期積金規定（スーパー積金） 新旧対照表

（令和8年8月3日）

新	旧	備 考
第1条 ～ 第2条 （ 略 ） 第3条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、令和8年（2026年）9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) （ 略 ） 第4条 ～ 第17条 （ 略 ） 以 上 令和8年8月3日現在	第1条 ～ 第2条 （ 略 ） 第3条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) （ 略 ） 第4条 ～ 第17条 （ 略 ） 以 上 令和2年9月7日現在	（追記） （変更）